

令和
五條市議会第四回十二月定例会会議録(第三号)
四
年

令和四年十二月九日(金曜日)

議事日程(第一号)

令和四年十二月九日 午前十時開議

- 第一 議第五十六号 五條市子ども支援基金条例の制定について
- 第二 議第五十九号 一般職の職員に関する条例等の一部改正について
- 第三 議第六十号 五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第四 議第六十一号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について
- 第五 議第六十二号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について
- 第六 議第六十三号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について
- 第七 議第六十四号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について
- 第八 議第六十五号 五條市吉野基幹水利施設管理協議会規約の変更について
- 第九 議第六十六号 令和四年度五條市一般会計補正予算(第八号)議定について
- 第十 議第六十七号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)議定について
- 第十一 議第六十八号 令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定について
- 第十二 議第六十九号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	藤富	吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉田	平岡	養田	谷勝	斎藤
龍美	雅美	雅美	耕司		佳孝		清正	全司	勝康	有啓	紀
雄子	恵子	恵子	恵子	恵子	恵子	恵子	恵子	恵子	恵子	恵子	恵子

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長	太田
教育長	堀内
理事	南
	好伸
	紀起

事務局職員出席者

速記者	事務局総務係長	事務局次長補佐	事務局次長	事務局長	総務部次長・財政課長事務取扱	会計管理者	水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	総務部長	技監
柳	神	辰	小	西	戸	榮	東	吉	岡	名	石	久	谷	田	中	櫻	善
ケ	瀬	農	巳	田	野	林	川	川	迫	田	田	保	口	中	本	本	本
五	典	大	光	久		淳	純	佳	民	雅	茂	雅	久	久	賢	茂	隆
美	子	輔	章	美	哲	子	司	秀	長	浩	人	彦	美	美	二	樹	典

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから昨日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前十時零分休憩に入る

午前十時二十九分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）初めに日程第一、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第五十六号 五條市子ども支援基金条例の制定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程されました議第五十六号、五條市子ども支援基金条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書一ページを御覧頂きたいと存じます。

本条例制定につきましては、五條市ビジョンの基本理念に基づき、子供の健やかな育ちを支援する財源を安定的かつ継続的に確保することを目的とするものでございます。

次に、議案書二ページを御覧頂きたいと存じます。

第一条では、五條市子ども支援基金の設置について。

第二条では、基金として積み立てる額について定めております。

第三条では、基金の管理について。

第四条では、基金の運用から生じる収益について定めております。

第五条では、基金の処分について。

第六条では、基金の繰替運用について定めております。

第七条では、必要な事項に関しての委任について定めております。

附則につきましては、本条例の施行日を公布の日から施行することを定めております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）大谷議員、委員会付託しますので、質問遠慮議員になっておりますので。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）大変よいことだと思っております。これは積み立てるのは計画的に毎年積み立てるのかと、使用目的とその範囲についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

積み立てにつきましては、定額をずっと続けていくというのではございませんで、御寄付を頂いた額により積み立てをしていくというふうに考えております。

使い道ですけれども、こども食堂の開設、運営に関する事業やヤングケアラーを支援する事業など近年社会問題とされるような事業への充

当を検討しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） この寄付という、二条で出てくるのですけれども、この寄付というのはふるさと納税なのか、また別途寄付を募るのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） この寄付につきましては、ふるさと納税と、あと個人や法人からの寄付を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司） 次に日程第二、議第五十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第五十九号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行） ただいま上程されました議第五十九号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書十四ページを御覧ください。

改正理由につきましては、令和四年八月八日の人事院勧告を踏まえて改定された国家公務員の給与に準じた改定等を行うものでございます。それでは、改正する内容につきまして、御説明申し上げます。

十五ページを御覧ください。

まず、一般職の職員に関する条例についての一部改正でございます。

第一条では、本則第四条第四項に規定されている昇給抑制基準について「五級」を「六級」に改め、五十歳代後半層における給与水準の上昇を抑制し、世代間の給与の適正化を図るものでございます。

また、本則第十六条第二項第一号に規定されている勤勉手当について、十二月期に支給する支給割合を「一〇〇分の九五」から「一〇〇分の一〇五」に、同じく第二号に規定されている再任用職員に係る支給割合を「一〇〇分の四五」から「一〇〇分の五〇」に改めるものでございます。

加えて、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるため、給料表を十五ページから十九ページに記載のとおり改めるものでございます。十九ページの中段を御覧ください。

第二条では、令和五年四月以降に支給する勤勉手当の支給割合について、本則第十六条第二項第一号に規定されている六月期の支給割合を現行の「一〇〇分の九五」から「一〇〇分の一〇〇」へ、十二月期の支給割合を前段で先ほど改正いたしました「一〇〇分の一〇五」から「一〇〇分の一〇〇」に、同じく第二号に規定されている再任用職員に係る六月期の支給割合を、現行の「一〇〇分の四五」から「一〇〇分の四七・五」へ、十二月期の支給割合を前段で改正いたしました「一〇〇分の五〇」から「一〇〇分の四七・五」に改めるものでございます。次に、五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

十九ページ下段から二十ページを御覧ください。

第三条では、特定任期付職員の給料表を記載のとおり改め、令和四年十二月期に支給する期末手当の支給割合を「一〇〇分の一六二・五」から「一〇〇分の一六七・五」に改めるものでございます。

第四条では、令和五年四月以降に支給する期末手当について、六月期の支給割合を現行の「一〇〇分の一六二・五」から「一〇〇分の一六五」へ、十二月期の支給割合を、前段で改正いたしました「一〇〇分の一六七・五」から「一〇〇分の一六五」にそれぞれ改めるものでございます。

附則について御説明申し上げます。

附則第一条第一項では、この改正する条例を公布日から施行することとし、本則第二条及び第四条の規定においては、令和五年四月一日か

ら施行することを定めております。

第二項では、本則第一条及び第三条の規定は、令和四年四月一日から適用することを定めております。

附則第二条では、改正前に支給した職員の令和四年四月からの給料及び令和四年十二月期の勤勉手当または特定任期付職員の期末手当などの給与は改正後の条例による給与の内払いであることを定めております。

附則第三条では、改正する条例の施行に関する必要事項を規則に委任することを定めております。

以上で、議第五十九号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第三、議第六十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第六十号 五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行）ただいま上程されました議第六十号、五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書二十二ページを御覧ください。

改正理由につきましては、令和四年八月八日の人事院勧告を踏まえて改定された国家公務員の給与に準じた改定を行うものであります。それでは、改正する内容につきまして、御説明申し上げます。

二十三ページを御覧ください。

まず、一般職の職員に適用する給料表の改定に準じ、給料表を二十三ページから二十七ページに記載のとおり改めるものでございます。二十七ページ中段を御覧ください。

附則について御説明申し上げます。

附則第一条では、この改正する条例を公布日から施行することとし、令和四年四月一日から適用することを定めております。附則第二条では、改正前に支給した職員の令和四年四月からの給与は改正後の給与の内払いであることを定めております。

以上で、議第六十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第四、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第六十一号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）失礼いたします。

ただいま上程頂きました議第六十一号、五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書二十八ページを御覧願います。

本議案は、五條市立民俗資料館の管理運営を、引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の御議決を求めるところでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は、五條市立民俗資料館、位置は、五條市新町三丁目三番一号でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は、特定非営利活動法人 維新の魁・天誅組、代表者は理事長 柴田知啓、住所は、奈良県五條市丹原町四〇四番地でございます。

この団体は、指定管理者の選定要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まででございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）ほかに公募はあったのかと、そして前年度の金額と今回の金額についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の募集に当たりましては、非公募で行われておりまして、一団体のみとなっております。

前回の指定管理料ですけれども、三年間で八百四十万円、一年に直しますと二百八十万円となっております。今回第五期は二百八十万円としております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）したら令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで一年間ということですか。従来三年あったのを。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

前回三年でしたけれども、一年にした理由でございますけれども、令和五年以降の民俗資料館の管理運営につきまして、本来は公募により複数年で管理候補者を選定する必要がございましたが、現在庁内で民俗資料館を含む五條新町地区等の施設の在り方について検討が行われておりまして、その結果を踏まえまして民俗資料館の令和六年度以降の管理の方針を定めたいと考えておりまして、今回は令和五年度のみ非公募により指定管理を更新することとした次第でございます。

以上でございます。

○議長（山口耕司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第五、議第六十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第六十二号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）失礼いたします。

ただいま上程頂きました議第六十二号、五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書二十九ページを御覧願います。

本議案は、五條市新町まちや館の管理運営を、引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の御議決を求めるところでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は、五條市新町まちや館、位置は、五條市本町二丁目六番六号でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は、特定非営利活動法人 大和社中、代表者は、理事長 中純宏、住所は、奈良県五條市五條三丁目一番二三号でございます。

この団体は、指定管理者の選定要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まででございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜われますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これも先ほどの民俗資料館と同じく一年ですけれども、この一年間に指定管理をお願いした経緯経過についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（山口耕司）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

先ほども御答弁させていただいたとおり、まず非公募にした理由と指定管理が一年なのかということですが、これも令和五年度以降のまちや館の管理運営につきまして、本来は公募により複数年の指定管理者の候補を選定する必要がございましたが、現在庁内でまちや館を含む五條新町地区等の施設の在り方についての検討が行われておりますので、その結果、報告を踏まえまして、まちや館の令和六年度以降の管理方針を定めたいと考え、今回は令和五年度のみ非公募により指定管理者を更新することとした次第でございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 非公募に至った結果というのは、どういう理由でそういう結果になったのですか。

○議長（山口耕司） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。

先ほど申しましたように、新町全体をどういうふうに考えていくかというのが今後一番大事だということで、複数年ではなく、まず状況を確認して、どういうやり方で新町全体を考えていくかということで、一年としたこと。今検討しておりますので、その結果を踏まえてしっかりとこれからの管理の仕方を考えていくということで、一年間としたところでございます。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（山口耕司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら昨年一年間の管理料、今回の管理料についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司） 名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩） お答え申し上げます。

今期、第四期の令和二年から令和四年までの指定管理料三年間では八百九十五万五千円、一年間にしますと、二百九十八万五千円となっております。今回の第五期ですけれども、二百五十六万一千円としております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第六、議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第六十三号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美）失礼いたします。

ただいま上程頂きました議第六十三号、五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書三十ページを御覧頂きたいと存じます。

本議案につきまして、五條市立老人憩の家の施設に係る指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

まず、一管理を行わせる公の施設の名称は、五條市立老人憩の家でございます。

位置は、五條市霊安寺町二二〇五番地であります。

次に、二指定管理者となる団体の名称は、特定非営利活動法人 大和社中、代表者は、理事長 中 純宏、住所は、奈良県五條市五條三丁目一番二三号でございます。

次に、三指定の期間につきましては、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日の一年間でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第七、議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第六十四号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。久保産業環境部長。

〔産業環境部長 久保雅彦登壇〕

○産業環境部長（久保雅彦）失礼いたします。

ただいま上程頂きました議第六十四号、五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の三十一ページを御覧頂きたいと存じます。

本案につきましては、去る十一月八日に開催されました五條市指定管理者候補選定委員会において選定されました、五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者候補者を指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は、五條市滞在体験型観光施設、位置は、五條市本町二丁目七番三号でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は、株式会社あすも、代表者は、代表取締役 中谷曉人、住所は、奈良県五條市本町二丁目五番十七号でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、令和五年四月一日から令和八年三月三十一日の三年間でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第八、議第六十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第六十五号 五條吉野基幹水利施設管理協議会規約の変更について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。久保産業環境部長。

〔産業環境部長 久保雅彦登壇〕

○産業環境部長（久保雅彦）失礼いたします。

ただいま上程頂きました議第六十五号、五條吉野基幹水利施設管理協議会規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の三十二ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、地方自治法第二百五十二条の六の規定により五條吉野基幹水利施設管理協議会規約の一部を変更することについて、同法第二百五十二条の二の二第三項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

今回の変更については、平成二十六年四月に協議会事務所が五條吉野土地改良区事務所内から一の木ダム管理所内に変更になってまいりましたが、規約変更が行われていなかったことから、事務所の変更を行うとともに、内容が不明瞭であるもの等について合わせて変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の三十三ページから三十五ページを御覧頂きたいと存じます。

まず、第五条において、協議会の事務所を五條吉野土地改良区事務所内から一の木ダム管理所内に変更するものです。

次に、第六条において、協議会の組織が会長、副会長、監事及び委員によって組織されることを明確化しました。

次に、第七条において、会長、副会長及び監事の構成、選任、解任等について明確化しました。

次に、第八条において、委員の選任、解任等について明確化しました。

次に、第九条において、文言の修正を行いました。

次に、第十六条において、会議の招集及び通知について、対象者を明確化するとともに、書面による会議の開催について明確化しました。

次に、第十七条において、会議の成立要件を明確化しました。

次に、第十八条において、幹事会の構成について明確化しました。

次に、第二十条において、文言の修正、上期・下期の期間の明確化及び両市町の分担金交付期限を変更しました。

次に、第二十一条において、文言の修正をしました。

次に、第二十三条において、先の第二十条にありました上期・下期の期間の明確化及び両市町の分担金交付期限の変更部分を引用しているため、同じく変更をしました。

次に、第二十六条において、文言の修正及び協議会の決算認定に際し、監事が監査を行うことを明確化しました。

次に、第二十九条において、監事は、毎月例日を定め、協議会の出納を検査することができること等について明確化しました。

次に、第三十一条において、費用弁償の対象者を明確化しました。

最後に、附則において、施行期日及び経過措置を記載しました。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第九、議第六十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第六十六号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第八号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程されました議第六十六号、令和四年度五條市一般会計補正予算（第八号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊の令和四年度五條市一般会計補正予算（第八号）の一ページを御覧頂きたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額にそれぞれ四億八千七百二十五万三千円を追加し、総額で百九十四億三千三百八十万二千円とするものでございます。

それでは、まず歳出予算の補正を御説明申し上げます。

十一ページを御覧頂きたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、七目財産管理費の九百五十一万四千円でございますが、燃料費の高騰に伴う五條市役所本庁舎の光熱費が不足するため、所要の経費を計上しております。

なお、十五目西吉野支所費をはじめ、他の費目に経費を計上しております需用費の補正につきましても同様の事由により現計予算に不足が生じることから、追加を行うものでございますので、各費目の燃料費及び光熱水費該当部分については、説明を割愛させていただきます。

次に、十目基金費の三億五千五百万円でございますが、地方財政法第七条に基づき、前年度剰余金の約二分の一、三億四千五百万円を減債基金に、一千万円を子ども支援基金に積み立てるものです。

次に、二項選挙費、三目奈良県知事選挙費の百七十八万七千円でございますが、奈良県知事選挙が令和五年四月に執行されることに伴い所

要の経費を計上いたしております。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、十一目障害福祉費の一千二百五十二万一千円でございますが、令和三年度障害者自立支援給付費等の精算により、国・県への返還額が確定したため、所要の額を計上するものでございます。

十二ページを御覧頂きたいと存じます。

次に、十二目生活困窮者自立支援推進費の百九十三万九千円でございますが、令和三年度生活困窮者自立相談支援事業費等の精算により、国への返還額が確定したことにより、所要の額を計上するものでございます。

次に、二項児童福祉費、二目児童福祉総務費の七百七十九万円でございますが、令和三年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等の精算により、国への返還額が確定したため、その所要の額を計上するものでございます。

十三ページを御覧頂きたいと存じます。

次に、五目児童福祉施設費の三百二十七万九千円でございますが、令和三年度子どもための教育・保育給付費等の精算により、国等への返還額が確定したため、その所要の額を計上するものでございます。

次に、七目放課後児童健全育成事業費の三百九十万六千円でございますが、令和三年度子ども・子育て支援交付金等の精算により、国への返還額が確定したため、その所要の額を計上するものでございます。

次に、三項生活保護費、二目生活保護費の六千八百五十八万三千円でございますが、令和三年度生活保護費の精算により、国・県への返還額が確定したため、所要の額を計上するものでございます。

十四ページを御覧頂きたいと存じます。

次に、九款教育費、二項こども園費、一目こども園費の七十二万八千円でございますが、認定こども園の給食賄材料費の物価高騰分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するため、一般財源を減額し、その減じた額について国庫支出金を充てるものでございます。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

八ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入の項を御覧頂きたいと存じます。

歳入予算につきましては、十一款地方交付税において三億三千三百三万五千円を、十三款分担金及び負担金において百八十二万三千円を、十五款国庫支出金において七十二万八千円を、十六款県支出金において百七十八万七千円を、十八款寄附金において五百万円を、二十款繰越金において四億二百八十二万六千円をそれぞれ追加し、二十二款市債において二億五千七百九十四万六千円を減額いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費について、御説明申し上げます。

四ページを御覧頂きたいと存じます。

七款土木費、二項道路橋梁費、橋梁長寿命化事業二千七百万円でございますが、橋梁工事の適正な工事期間を確保するために翌年度に繰り越すものがございます。

続きまして、債務負担行為の補正について、御説明申し上げます。

五ページを御覧頂きたいと存じます。

債務負担行為の追加でございます。広報紙等戸別配付業務でございますが、令和五年四月から業務委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものがございます。

期間を令和四年度から五年度とし、限度額は二百四十一万一千円でございます。

次に、ふるさと納税支援業務でございますが、ポータルサイトの運営委託等を令和五年四月から行うため、本年度中に契約行為に着手するものがございます。期間を令和四年度から五年度とし、限度額は一億三百六十三万六千円でございます。

次に、乗合タクシー運行管理業務でございますが、予約制の乗合タクシー（ゴーちゃんタクシー）運行業務について令和五年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものがございます。期間を令和四年度から五年度とし、限度額は四千四百四十万円でございます。

次に、マイクロバス等借上業務でございますが、本市が借り上げるマイクロバス等について令和五年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものがございます。期間を令和四年度から五年度とし、限度額は一千四百四十八万五千円でございます。

次に、コミュニティバス運行管理業務（西吉野コース）でございますが、令和五年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものがございます。期間を令和四年度から五年度とし、限度額は四百十八万五千円でございます。

次に、奈良県知事選挙関係業務でございますが、令和五年四月に執行される奈良県知事選挙の選挙運動用ポスター掲示場の設置業務の委託

を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。

期間を令和四年度から五年度とし、限度額は二百二十二万二千元でございます。

次に、奈良県議会議員選挙関係業務でございますが、令和五年四月に執行される奈良県議会議員選挙の選挙運動用ポスター掲示場の設置業務等の委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。

期間を令和四年度から五年度とし、限度額は二百八十一万円でございます。

次に、市長選挙関係業務でございますが、令和五年四月に執行される市長選挙の選挙運動用ポスター掲示場の設置業務の委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。

期間を令和四年度から五年度とし、限度額は二百二十二万二千元でございます。

次に、妊婦健診等業務でございますが、妊婦健診等関連する業務の委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。

期間を令和四年度から五年度とし、限度額は七百二十万二千元でございます。

六ページを御覧ください。

次に、五條市斎場火葬等業務でございますが、五條市斎場の火葬等業務について委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。

期間を令和四年度から七年度とし、限度額は八千八百二十一万二千元でございます。

次に、塵芥収集業務でございますが、市内の塵芥収集業務について委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。

期間を令和四年度から六年度とし、限度額は二億九千八十六万二千元でございます。

次に、リサイクル類直接資源化業務でございますが、収集したリサイクル類の分別業務について委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。

期間を令和四年度から七年度とし、限度額は七千七百三十七万七千元でございます。

次に、資源集団回収業務でございますが、資源ごみの回収業務について委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。

期間を令和四年度から七年度とし、限度額は二千三百二十九万七千元でございます。

次に、測量調査設計業務でございますが、市道の改修工事の設計業務について本年度中に契約行為に着手するものでございます。

期間を令和四年度から五年度とし、限度額は二千百五十六万円でございます。

次に、スクールバス運行管理業務（西吉野方面、阪合部・大塔方面）でございますが、五條市立五條南小学校及び五條中学校のスクールバス運行について本年度中に契約行為に着手するものでございます。

期間を令和四年度から五年度とし、限度額は四千八百五十一万円でございます。

次に、スクールバス運行管理業務（北宇智方面）でございますが、五條市立五條東小学校のスクールバス運行について本年度中に契約行為に着手するものでございます。

期間を令和四年度から七年度とし、限度額は八千七百十五万円でございます。

次に、五條市立五條東小学校改修工事でございますが、耐火改修工事について本年度中に契約行為に着手するものでございます。

期間を令和四年度から五年度とし、限度額は三千五百九十五万九千円でございます。

次に、五條市立老人憩の家指定管理料、五條市立民俗資料館指定管理料並びに五條市新町まちや館指定管理料でございますが、いずれも本年度末をもって指定管理期間が終了し、新たに指定管理を行う更新施設でございます。本年度中に基本協定の締結を行うことから、債務負担行為を追加するものでございます。

期間につきましては、いずれも令和四年度から令和五年度でございます。

限度額につきましては、五條市立老人憩の家が九百九万九千円、五條市立民俗資料館が二百八十万円、五條市新町まちや館が二百五十六万一千円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）四ページの繰越明許費のところですが、橋脚の長寿命化ということですが、場所は何か所あるのか。それと終了期間についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口耕司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十番吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

場所につきましては、西吉野町松川迫市道川岸・松川迫線にございます橋本橋、添谷口橋、和田橋、一平橋、ヤゲニ橋の五橋になってございます。

工事の竣工の予定でございますが、八月末を予定してございます。
以上でございます。

○議長（山口耕司） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 先ほどの、私の説明が間違っておりました箇所がございますので訂正させていただいてよろしいですか。

○議長（山口耕司） はい、どうぞ。

○総務部長（櫻本茂樹） 債務負担行為の中のスクールバス運行管理業務、西吉野方面、阪合部・大塔方面と説明させていただきましたが、大深方面の間違いございました。すみません。訂正させていただきます。

申し訳ございませんでした。

○議長（山口耕司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司） 次に日程第十、議第六十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第六十七号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（山口耕司） 提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美） 失礼いたします。

ただいま上程されました議第六十七号、令和四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）の一ページより御覧頂きたいと存じます。

このたびの補正は、現計予算額に歳入歳出それぞれ二百五十七千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十一億五百二十五万七千円とするものでございます。

それでは、歳出より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページの三歳出を御覧頂きたいと存じます。

まず、二款保険給付費、六項傷病手当金、一目傷病手当金、十八節負担金補助及び交付金六十万円でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金が当初の見込みを上回り不足が生じるため、所要の経費を追加するものでございます。

続きまして、六款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目保険給付費等交付金償還金、二十二節償還金利子及び割引料百四十五万七千円につきましては、令和三年度保険者努力支援制度交付金の概算交付額が実績を上回ったため、超過交付となった交付金を国庫へ返還するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、四ページ二歳入について御説明申し上げます。

四款県支出金、一項県補助金、一目保険給付費等交付金六十万円につきましては、傷病手当金によります特別調整交付金の追加でございます。

次に、八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で、前年度繰越金百四十五万七千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十一、議第六十八号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第六十八号 令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美）失礼いたします。

ただいま上程頂きました議第六十八号、令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）を御覧頂きたいと存じます。
まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算額にそれぞれ五千六百九十九万八千円を追加し、歳入歳出の予算総額を四十二億七千七百九十九万八千円とするものでございます。

それでは、五ページの歳出から御説明を申し上げます。

四款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金四千五百五十七万三千円につきまして、令和三年度介護保険特別会計歳入歳出差引残額のうち、国庫・県費等へ返還する金額及び追加交付される金額を差し引いた額を、基金へ積み立てるものでございます。

次に、五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金一千四百四十二万五千円につきまして、令和三年度介護保険特別会計の精算によります国庫・県費への返還金でございます。

次に、四ページの歳入につきまして、御説明を申し上げます。

三款国庫支出金、三項国庫交付金、二目地域支援事業総合事業以外事業交付金六百十三万一千円につきまして、過年度分の精算によります総合事業以外事業交付金の追加でございます。

次に、四款県支出金、二項県交付金、二目地域支援事業総合事業以外事業交付金三百六万五千円につきましては、過年度分の精算によりま

す総合事業以外事業交付金の追加でございます。

次に、八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で、前年度繰越金四千七百八十二千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（山口耕司）昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第十二、議第六十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第六十九号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。南理事。

〔理事 南 則行登壇〕

○理事（南 則行）失礼いたします。

ただいま上程されました議第六十九号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の追加議案書、一ページを御覧ください。

改正理由につきましては、令和四年八月八日の人事院勧告を踏まえて改定された国家公務員の給与に準じ、国の特別職の職員の期末手当の年間支給月数が百分の五月引き上げられたため、五條市議会議員の期末手当について国に準じた引き上げを行うものでございます。

それでは、改正する内容につきまして、説明を申し上げます。

二ページを御覧ください。

第一条では、議員に支給する令和四年十二月期の期末手当の支給割合を「一〇〇分の一六二・五」から「一〇〇分の一六七・五」に改めるものでございます。

第二条では、令和五年四月以降に支給する六月期の期末手当の支給割合を現行の「一〇〇分の一六二・五」から「一〇〇分の一六五」へ、十二月期の期末手当の支給割合を前段で改正いたしました「一〇〇分の一六七・五」から「一〇〇分の一六五」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、附則について御説明申し上げます。

附則第一条第一項では、この条例を公布日から施行することとし、本則第二条の規定は、令和五年四月一日から施行することを定めております。

第二項では本則第一条の規定を令和四年十一月三十日に適用することを定めております。

附則第二条では、改正前に支給した令和四年十二月期の期末手当は改正後の期末手当の内払いであることを規定しております。

以上で、議第六十九号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可を頂きましたので、議第六十九号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案に反対討論をさせていただきます。

御存じのように、コロナ感染が広がり始めた後は、感染した方が仕事をなくしたり、また仕事があっても時間短縮で収入が減ったりという方が非常に多く発生いたしました。またコロナ感染の影響で、外食産業が大変不況になり、お米を中心とした食料品が大変不況になったことでもあります。そういった日本国中大変な状況の下で、それに追い打ちをかけるように、いわゆるロシアのウクライナ侵略や日本の円安政策によりまして大変な物価が高騰し始め現在に至っているわけでもあります。そして現在全ての国民の皆さん方の生活、仕事を圧迫し、中小業者や農家、その他の零細業者の皆さん方の中には、もう営業、仕事を続けられないという方も多く発生し、調査機関の調査では倒産件数も増えているところでもあります。この物価高騰はまだ今年から新年にもかけて約一千五百種類の物価の高騰が続くというふうに指摘されております。

こういう状況の中で、政府も国民の要望に基づき臨時交付金をこの間何回か発行してまいりました。それに基づいて、日本全国の自治体、五條市も住民の皆さん方の要望に合った支援をさせていただいてきたわけでありまして、まだまだ国民の皆さん方の声は不十分だという大きな声が広がっております。

その一つの声を紹介いたしますと、厚生労働省がこの十二月七日、生活保護の九月分だけの申請件数をまとめました。そして去年の同じ九月に比べて約六・〇パーセントが増えています。件数では九月、一か月だけで二万三千三百六十八件に達したということを発表しました。また大学へ進学されている皆さん方は、現在生活保護を利用しながら大学などに進学することは、政府は認めておられないわけでありましてけれども、そういう大学生の中にも、経済的な理由で進学ができない、また在学中に生活に困って退学せざるを得ないという、こういう声も大学生の中から上がっております。こういったことは一部だけではなしに、まだまだ国民多くの声ではないでしょうか。

この引き上げは、年間の掛け月数を現在の三・二五から三・三〇に引き上げる、〇・〇五分引き上げるということでありますけれども、御存じのように現在五條市の一般会議員の報酬は四十一万八千円であります。この間の議会でも明らかになりましたように、この四十一万八千円は奈良県下において人口三万人前後の類似自治体と比較しますと一番高いわけであります。

また全国には五万人未満の人口の自治体が約二百七十自治体ありますけれども、その中でも上から九番目に高いわけであります。この四十一万八千円を現在の年間三・二五か月分で掛けますと、この十二月予定の市会議員の期末手当は諸手当を含めて大体九十万円になると聞いております。

したがって、やはりもともと日本全国、五條市全体の困っている皆さん方への対象にした支援を強めていかなければならない状況でありますから、今回の市会議員の期末手当の引き上げにつきましては、以上申し上げました理由をもちまして反対せざるを得ないものであります。

どうか賛同頂きますようお願いいたしまして、私の反対討論といたします。

○議長（山口耕司）次に三番養田全康議員の発言を許します。三番養田全康議員。

〔三番 養田全康登壇〕

○三番（養田全康）議長から発言の許可を頂きましたので、議第六十九号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について反対の立場から討論いたします。

全国市議会議長会によると、八百十五市のうち五條市議会議員の報酬は三百十三位と高くないように見えますが、人口三万人以下の市では全国第二位の高額報酬市となっております。

また人口五万人以下の議員報酬月額平均は三十三・四万円になっており、五條市の四十一万八千円と比べると大きな差があります。

コロナ禍やウクライナ情勢の影響で物価上昇が市民生活を圧迫する中、五條市は議会費を、平成二十四年度に比べ令和三年度は三億百七十七万八千円圧縮して対応しておりますが、市議会議員の報酬は大きく増加し、平成二十四年度と令和三年度を比較すると二十四万円の増額となっております。市民感情とはかけ離れていくばかりと考えます。

皆様には議員を志したときの気持ちを今一度思い出し、市民の皆様に進み寄り市民の声を聞き入れていただきたいとお願ひ申し上げ、反対の討論にさせていただきます。

何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口耕司）以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立はございません。

よって本案は否決されました。

○議長（山口耕司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十日から二十日まで休会とし、次回二十一日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時十四分散会